

碧南市における女性活躍推進法に関する 特定事業主行動計画



令和3年4月

碧 南 市 長
碧南市教育委員会
碧南市代表監査委員
碧南市農業委員会
碧南市水道事業管理者
碧南市議会議長

碧南市における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

令和3年4月1日
碧 南 市 長
碧南市教育委員会
碧南市代表監査委員
碧南市農業委員会
碧南市水道事業管理者
碧南市議会議長

碧南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、碧南市長、碧南市教育委員会、碧南市代表監査委員、碧南市農業委員会、碧南市水道事業管理者、碧南市議会議長が策定する特定事業主行動計画である。

なお、本計画は、各事業主の人事管理が、採用から配置・育成、登用に至まで一体的になされているため連名で策定をするものである。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務部秘書情報課人事係を担当部局とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組内容・実施時期

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、市長部局、教育委員会、監査委員事務局、農業委員会、水道事業、議会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、取組みを実施する。

なお、この目標は、市長部局、教育委員会、監査委員事務局、農業委員会、水道事業、議会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

目標1

令和7年度までに、職員（保育士、幼稚園教諭、市民病院の医療職及び看護職を除く）の管理職の地位にある職員（課長補佐級以上）に占める女性割合を、令和元年度の実績（10%）より5%以上引上げ、15%以上にする。

<主な取組内容>

- ・管理職への登用については、性別にとらわれることなく、個々の職員の能力や適正を十分に見極め、管理職にふさわしい人材の積極的な登用を行う。
- ・女性管理職の育成のため研修（自治大学校や市町村アカデミー等）へ積極的に派遣を行う。
- ・育児休業を取得している職員に対し、円滑な職場復帰や自己啓発としてeラーニングによる研修の積極的な案内を行う。

目標2

令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の妻の出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率を、令和元年度の実績（70%）より15%以上引上げ、85%以上にする。

<主な取組内容>

- ・『子育てと仕事を支援するための制度ハンドブック』を活用し、休暇の周知と活用促進を行う。
- ・妻が出産を控えている男性職員に対し、管理職員（又は人事担当部局）から休暇の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。

目標 3

令和7年度までに、年度内で1月以上、月に60時間以上の超過勤務を行う職員（市民病院の医療職及び看護職を除く）の割合を、令和元年度実（16%）より6%以上引下げ、10%以下にする。

<主な取組内容>

- ・毎週水曜日、また毎月19日を「育児の日」として、ノー残業デーに設定するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- ・定期的な早出勤務を行う職場や夜間の会議等が多い職場の時差出勤制度を推進する。

碧南市における女性活躍推進法に関する特定事業主行動計画

碧南市役所総務部秘書情報課人事係

〒447-8601 碧南市松本町28

電話0566(95)9862(人事係直通)